



## 保育所給食は子どもの育ちを保障する基本機能です

保育の質を低下させる給食の外部搬入には、反対です！

1 月 19 日の構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 第 29 回医療・福祉・労働部会で、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について、「3 歳以上児については、全国展開することが適切であり、また、私立保育所についても、同様の対応とすべき」との検討がされたということを確認しました。

全国 2 万 1 千か所の認可保育所と 18 万 5 千人の保育士の全国組織である全国保育協議会、全国保育士会は、保育所に入所している 210 万人の子どもの育ちを保障するために、保育所給食の質を低下させる、給食の外部搬入に断固反対を表明します。

### 1. 給食の外部搬入は、児童福祉施設最低基準違反です。

児童福祉施設最低基準は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならないと規定しています。特区により、給食の外部搬入を公私立問わず全国展開することは児童福祉施設最低基準に反するものであり、反対します。

### 2. 国が食育を施策として進めてきていることに矛盾します。

保育所保育指針では「食育の推進」が位置づけられ、保育の計画の一つに「食育の計画」が規定されています。保育所では、平成 16 年 3 月の「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針」をもとに食育を推進しています。

保育所の食育はクッキング保育や食物を育てる等ということだけではなく、保育士と調理員の日常的連携のもとで進めています。例えば、食事を作る時の香りや音などを身近に感じることでお腹のすくりズムが持てたり、調理員が調理する姿を見ることから感謝の気持ちや食事に関心を持てたりするなど、日常の生活の中で調理と関わることでおこなっています。

保育所給食の外部搬入を容認することになれば、国が食育推進法のもとにすすめてきた食育を、国の特区施策でやめることとなります。このような政策矛盾が保育所等、児童福祉現場での混乱を起こし、子どもに犠牲を強いることとなります。

### 3. 一人ひとりの子どもの発達過程や状況に応じた食事の提供が難しくなります。

保育所の 0～6 歳の子どもたちにとって、一人ひとりの乳児の育ちや発達を踏まえて、離乳食や食事を提供することは、必要不可欠です。

離乳食を食べる子どもは 5 か月～1 歳 6 か月までと 1 年ぐらゐの差があり、保育現場では、子どもの発達の状況に応じて、保護者との相談のもとに、保育士・調理員・栄養士等が十分な連携を行ったうえで、日々、きめ細かく調理内容を変えて食事を提供しています。また、乳児は決まった時間に寝て決まった時間に食事をするわけではなく、睡眠の状況で食事時間を変える

こともあります。保育所が自園調理だからこそ、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな暖かい食事の提供が可能となっているのです。

3歳以上の子どもにとっても、一人ひとりの子どもの育ちや体調等に応じて、食べ物の大きさや硬さなどに配慮することが必要です。とくに、障害のある子どもや体調不良児には、その日の子どもの体調や状況に応じた配慮をする必要があります。また、欠食の子どもに対する配慮も保育所では行っていますが、このような子どもの状況に応じた対応が可能なのは自園調理だからなのです。厚労省が行った「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査結果」でも「きめ細やかな対応が難しい」「とくに食物アレルギーや体調不良児への対応については課題がある」とされています。

このような子どもの発達や状況に応じた食事の提供は子どもの育ちにとって不可欠であり、給食の外部搬入では対応が難しいのです。

#### **4. 食事の搬入時間に合わせて子どもの生活リズムを変えることはできません。**

乳幼児にとって生活のリズムは重要な発達の条件です。交通事情などによる遅延などで、食事の時間を変更せざるをえない場合、子どもの生活リズムに悪影響が起きます。

#### **5. 命にかかわるアレルギー食への対応が必要です**

近年、食物アレルギーのある子どもが増えており、保育所では嘱託医・かかりつけ医、保護者、栄養士等との連携の上で、アレルギー対応を行っています。

このようなアレルギー食への対応は「好事例集・ガイドライン等を検討・策定」すれば、対応できるというものではなく、子どもの一人ひとりの状況を栄養士、調理員、保育士が把握・調整して対応することが重要なのです。

#### **6. 保育所で提供しているのは昼の給食だけではありません**

保育所では一度の食事でたくさんの食物を摂取することが難しい乳幼児に対して、10時と3時におやつを提供しています。保育所のおやつは「補食」であり、「食事摂取基準」にもとづいて計算して提供しています。おやつの内容も、ごはんや麺類、パン等という食事に近いものを提供し、市販の菓子類等を提供しているわけではありません。

また、保育所によっては、延長保育等で遅い時間まで保育所にいる子どもたちに、一人ひとりの子どもの帰宅時間などを踏まえて、軽食を用意し提供しています。

#### **7. 保護者や地域の子育て家庭に対する子育て支援活動が難しくなります**

保育所では保護者や地域の子育て家庭に対し、給食の試食体験や離乳食講座等を実施して、子育て支援活動も行っています。

また、地域に密着した児童福祉施設として保育所はこれまで地産地消や地域の商店街から食材を購入することなども含め、地域の文化、地域の食文化の伝承を展開してきました。こうした地域とのつながりが、給食の外部搬入方式ではできなくなることも懸念されます。地産地消はその地域で作られたものを調理すればよいというものではなく、生産者の顔が見える範囲で露地物を中心に消費することこそが大切です。

家庭における食育の機能が低下する中で、保育所では給食を通じて地域の食文化を伝えてきているのです。

#### **8. 公立保育所・私立保育所の格差が広がることが懸念されます**

公立保育所運営費の一般財源化は、食事の提供、食材、食事にかかわる費用にも影響を及ぼしていますが、給食の外部搬入を全国に広げると、自治体の財政力の格差により、さらに質的に低下することが懸念されます。

経費削減の視点で給食の外部搬入が検討されていますが、子どものための質の確保を優先すべきであり、財政削減論だけで検討すべきではありません。